

医療法第 6 条の 11 第 2 項の規定に基づき

厚生労働大臣が定める団体の一部を改正する件について

厚生労働省医政局地域医療計画課

1. 改正の趣旨

- 医療事故調査制度における医療事故調査等支援団体の指定は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 11 第 2 項において「医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体」とされている。
- 医療法第 6 条の 11 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体は、この「厚生労働大臣が定める団体（法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）」として、医学医術に関する学術団体、医療分野の職能団体、病院団体、病院事業を営む団体からの申出に基づき告示したものである。
- 今般、以下の団体からの申出があったことから、上記の「厚生労働大臣が定める団体」として、これらの団体を加える改正を行う。
  - ・（一社）日本周産期・新生児医学会
  - ・（一社）日本災害医学会
  - ・（一社）日本臨床栄養代謝学会
  - ・（一社）日本再生医療学会
  - ・（一社）日本インターベンショナルラジオロジー学会
  - ・（一社）日本内分泌外科学会
  - ・（公社）日本婦人科腫瘍学会
  - ・（一社）日本肝胆膵外科学会
  - ・特定非営利活動法人日本食道学会
  - ・（一社）日本美容外科学会（JSAPS）
  - ・（一社）日本美容外科学会（JSAS）
  - ・（一社）日本医療安全学会併せて、名称変更に伴う改正を行う。

2. 厚生労働大臣が定める団体

- 職能団体
  - ・（公社）日本医師会及び（一社）都道府県医師会
  - ・（公社）日本歯科医師会及び（一社）都道府県歯科医師会
  - ・（公社）日本薬剤師会及び（一社）都道府県薬剤師会
  - ・（公社）日本看護協会及び（公社）都道府県看護協会
  - ・（公社）日本助産師会及び（一社）都道府県助産師会
  - ・（一社）日本病院薬剤師会

- ・(公社) 日本診療放射線技師会
- ・(一社) 日本臨床衛生検査技師会
- ・(公社) 日本臨床工学技士会
- 病院団体等
  - ・(一社) 日本病院会及びその会員が代表者である病院
  - ・(公社) 全日本病院協会及びその会員が代表者である病院
  - ・(一社) 日本医療法人協会
  - ・(公社) 日本精神科病院協会
  - ・(公社) 全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院
  - ・(一社) 全国医学部長病院長会議及びその会員が代表者である大学の医学部又は病院
  - ・(公財) 日本医療機能評価機構
- 病院事業者
  - ・(独) 国立病院機構
  - ・(独) 労働者健康安全機構
  - ・(独) 地域医療機能推進機構
  - ・(国研) 国立がん研究センター
  - ・(国研) 国立循環器病研究センター
  - ・(国研) 国立精神・神経医療研究センター
  - ・(国研) 国立国際医療研究センター
  - ・(国研) 国立成育医療研究センター
  - ・(国研) 国立長寿医療研究センター
  - ・日本赤十字社
  - ・(福) 恩賜財団済生会
  - ・全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会
  - ・(福) 北海道社会事業協会
  - ・国家公務員共済組合連合会
- 学術団体
  - ・日本医学会に属する学会 (合計 90 学会)
  - ・日本歯科医学会
  - ・(一社) 日本医療薬学会
  - ・(一社) 日本看護系学会協議会の社員である学会
  - ・(一社) 医療の質・安全学会
  - ・(一社) 医療安全全国共同行動
  - ・(一社) 日本美容外科学会 (JSAPS)
  - ・(一社) 日本美容外科学会 (JSAS)
  - ・(一社) 日本医療安全学会

### 3. 告示日・適用日

告示日：令和4年 12月7日

適用日：令和4年 12月7日